

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年7月14日（平成28年（行情）諮問第464号）

答申日：平成28年12月20日（平成28年度（行情）答申第610号）

事件名：「The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation April 27, 2015」の原本の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「『The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation April 27, 2015』の原本。*日米ガイドラインが合意された際に使用された、原本となるような文書が存在するはずなので、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation April 27, 2015」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月7日付け情報公開第00497号により外務大臣（以下「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の特定に誤りがあると思われる。

2 異議申立ての理由

本件対象文書の複写の交付を見る限り、「公文書等の管理に関する法律施行令」4条でいう「原本」からの複写とは思われないので、改めて「原本」の特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

諮問庁は、異議申立人が平成28年2月4日付けで行った開示請求「『The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation April 27, 2015』の原本。*日米ガイドラインが合意された際に使用された、原本となるような文書が存在するはずなので、それを希望。」に対し、本件対象文書を特定の上、開示する原処分を行った（平成28年3月7日付け情報公開第00497号）。

2 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、「The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation April 27, 2015」であるが、本件請求文書は請求件名にある「日米ガイドラインが合意された際に使用された、原本となるような文書」であるため、本件対象文書を特定した上で、開示する原処分を行った。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「本件対象文書の複写の交付を見る限り、『公文書等の管理に関する法律施行令』第4条でいう『原本』からの複写とは思われないので、改めて『原本』の特定を求めるものである」と主張するが、「The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation April 27, 2015」の原本は、本件対象文書として特定された電磁的記録であることから、文書の特定に誤りがあるとの指摘は当たらない。また、その他開示請求内容に合致する行政文書を探索したが、該当する行政文書の保有は確認できなかったため、原処分を行ったものであり、異議申立人の主張には理由がない。

4 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、原処分を維持することが適切であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年7月14日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月22日 | 審議 |
| ④ 同年12月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「日米防衛協力のための指針」の英文である「The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation April 27, 2015」（以下「指針」という。）の原本である。

異議申立人は、文書の特定に誤りがある旨主張し、諮問庁は、本件対象文書を特定し、開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 指針は、平成27年4月に行われた「2+2」日米安全保障協議委員会会合（以下「2+2」という。）において、日米両国の閣僚が日米防衛協力小委員会（以下「SDC」という。）の勧告した指針を了

承し、公表したものである。

イ 上記アの指針の2+2での取扱いの経緯を踏まえ、原本とは、2+2前に開催された局長級のSDCにおいて、日米間で共有された指針の電子データを指すと考え、これを特定した。

ウ 指針は、日米双方による署名等が必要な文書ではなく、上記イの電子データ以外に原本に相当する文書は存在しない。

エ 本件異議申立てを受け、念のため、パソコン上のファイルや書架等の探索を行ったが、本件対象文書以外に、本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

オ なお、異議申立人は、本件対象文書は「公文書等の管理に関する法律施行令」4条でいう「原本」からの複写とは思われない旨主張するが、同条は行政文書に該当しない「歴史的若しくは文化的資料又は学術研究用の資料」に係る規定であり、本件開示請求には関係がない。

(2) 当審査会事務局職員をして外務省ホームページを確認させたところ、指針の公表に係る経緯は諮問庁の上記(1)アの説明のとおりであり、諮問庁より本件対象文書の提供を受けて確認したところ、諮問庁の上記(1)ウのとおり指針は日米双方による署名が必要でないことを踏まえると、本件対象文書は本件請求文書に該当し、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書が存在しない旨の諮問庁の上記(1)の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久